

平成30年5月3日
総務企画部長専決

八代市自主防災組織活動活性化事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自主防災組織を通じた地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動の活性化に資すると認められる事業を実施する自主防災組織に対し、予算の範囲内で八代市自主防災組織活動活性化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、八代市補助金等交付規則(平成17年八代市規則第170号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助内容等)

第2条 市長は、地域コミュニティの防災体制の充実強化を図るため、災害の防止、災害に伴う活動及び災害による被害の軽減を目的として結成された組織であって、八代市自主防災組織育成指導要項に基づき本市の認定を受けているもの並びにこれに類似の組織として市長が認めるもの(以下「対象自主防災組織」という。)に対し、次に掲げる補助金を交付することができる。

(1) 設立促進補助金

(2) 活動活性化事業補助金

2 補助の要件、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする対象自主防災組織は、八代市自主防災組織活動活性化事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、八代市自主防災組織活動活性化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした対象自主防災組織に通知するものとする。

(補助金申請の取下げ)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた対象自主防災組織(以下「交付決定者」という。)は、その申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から20日以内に市長に申し出なければならない。

(実績報告)

第6条 交付決定者は、事業の終了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに八代市自主防災組織活動活性化事業実績書兼事業決算書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第7条 交付決定者は、補助金及び事業に係る書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

第8条 補助金の支払については、八代市会計規則に基づき支払を行うものとする。

2 補助金の支払方法は、前項規則第30条（清算払）とし、第2条に定める自主防災組織または、自主防災組織代表者の口座に振り込むものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、総務企画部長専決の日から施行する。

別表（第2条関係）

設立促進補助金

補助の要件	補助金の交付を受けようとする年度に設立され、本市の認定を受けていること。
補助対象経費	資機材の購入費、講師謝礼、施設使用料等自主防災活動事業の実施に要する経費とする。
補助金額	補助対象経費の額とし、5万円を上限とする。

活動活性化事業補助金

補助の要件	設立後1年を経過していること。ただし、過去に活動活性化事業補助金の交付を受け、当該交付を受けた日から2年を経過していない場合は、交付の対象としない。
補助対象経費	資機材の購入費、講師謝礼、施設使用料等自主防災活動事業の実施に要する経費とする。
補助金額	補助対象経費の額とし、3万円を上限とする。